

社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、『地域福祉を進める民間の福祉団体』であり、社会福祉法第109条に基づき、全国、都道府県、市区町村のそれぞれに組織されています。地域住民、町会、ボランティア、行政、民生委員・児童委員、福祉関係機関や団体などと協力し、地域福祉を推進しています。

地域福祉とは、『困った時にお互いが助けあい、支えあう地域づくり』であり、性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関係なく、地域のすべてのひとが安心して暮らせるよう、住民を中心に、地域に関わる人や団体が助けあい、支えあうことです。

川口市社会福祉協議会は、『誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり』の実現に向け、地域住民を主体に福祉活動団体や福祉専門機関、地区社会福祉協議会など地域のあらゆる団体・組織とともに総合的な相談や生活支援を行っています。

かわぐち市民活動プラン

近年では社会情勢や生活環境の変化により地域の課題が多様化し、周囲の助けを必要とするかたが増加しています。こうした状況から、地域の住民や団体を主体に、地域課題の解決やより良い地域づくりを目指す行動計画「かわぐち市民活動プラン」（平成19年3月より策定）を川口市社協が中心になって取りまとめました。

川口市社協はプランを推進するため、平成28年度は下記の①～④を重点目標とし、活動に取り組んでいます！

- ①見守り・支え合いネットワークの構築
- ②地域活動スペースリストの作成
- ③地区社協だよりの作成
- ④小地域活動拠点の整備



地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会（地区社協）は、19の連合町会単位に設置されています。町会関係者や民生委員・児童委員、その他地域や福祉に関する団体や活動者で構成され、それぞれの地区の特性に応じた独自の福祉活動を行っています。

近年では、「ひとりにしない地域づくり」に向けたサロン活動や交流活動、防災やボランティアに関する講座など地域の課題解決に向けた活動に取り組んでいます。



▲朝日地区社協 もちやき交流会



▲南平地区社協 こそだてサロン「さいしょの一步」



▲戸塚地区社協 ふれあいサロン

住み慣れた地域で安心して暮らせるように

日々の生活に関すること



●住民参加型福祉サービス

高齢者や障がいのあるかた、傷病、産前産後のかたなどが、安心した生活が送れるよう支援するため以下のサービスを行っています。

- ①家事援助サービス
- ②ちょこっと困りごとサポート
- ③食事サービス
- ④車いす貸出サービス
- ⑤介護用品助成サービス
- ⑥福祉車両貸出サービス

●あんしんサポートねっと

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのあるかたが、安心して生活が送れるよう福祉サービスに関する相談や見守り、日常的な金銭管理の援助を行っています。

●川口市成年後見センター

成年後見制度に関する啓発・相談・申立て支援・市民後見人候補者の養成研修及び活動支援を行っています。

●交通遺児支援

川口市社協に寄せられる寄附金を財源に、交通遺児に対して以下の支援を行っています。

- ①年末支援金
- ②小中学校入学・中高校卒業の祝金
- ③修学旅行支援金
- ④高等学校在学中の遺児への奨学金

●生活福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯を対象に、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むための一助として、貸付制度の利用に関する相談を行っています。

●川口市生活自立サポートセンター

働きたくても就職活動がうまくいかない、将来が不安など、経済的な問題と併せて生活上のさまざまな問題に直面しているかたを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施しています。



▲家事援助サービス協力員 活動中の様子



▲貸出用車いすの種類 (左) 介助式 (右) 自走式



▲福祉車両 乗降の様子



▲川口市成年後見センター